

<宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託>

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託は、宅地建物取引業免許事務、宅地建物取引士登録事務に係るデータベースの構築、管理業務を委託するものである。</p> <p>全国規模のデータベースにより、同一人物が複数の宅建業者に専任の宅地建物取引士として重複することなどを防止できる。</p> <p>国及び全都道府県が同一のデータベースに参加し、情報の相互利用をしなければ、その目的を達成することができないという業務の特殊性がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>全国の宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の情報をすべて網羅しているデータベースは、国及び全都道府県が参加したうえで（一財）不動産適正取引推進機構が開発した宅地建物取引業免許事務等処理システムの中にしかなく、これ以外には存在しない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。